

第 21 回千葉県知事選挙

千葉県内の受動喫煙防止策についての立候補者アンケート結果

【調査内容】 千葉県内のタバコ問題や受動喫煙防止策についての考え

【調査期間】 2021 年 2 月 24 日～3 月 2 日

【調査対象者】 第 21 回千葉県知事選挙立候補者

※2021 年 2 月 22 日までに立候補を表明した方でインターネット等により事務所を公表している方

※2021 年 3 月 2 日までに回答のあった立候補者のみ結果を公表しています

【主催】 タバコ問題を考える会・千葉 (TMKC) 【問合せ先】 info@tmkc.org (TMKC 代表世話人 紅谷 歩)

【質問 1】 2020 年 4 月 1 日に受動喫煙防止の強化を含む改正健康増進法が全面施行されました。法改正の他に東京都や千葉市では「従業員を雇用する場合は屋内禁煙」とする事等をもりこんだ条例を独自に制定していますが、千葉県においてもこのような受動喫煙防止を強化する条例を制定するお考えはありますでしょうか。

①国の「改正健康増進法」より強化した受動喫煙防止を強化する条例の

制定について検討したい **門田正則氏、皆川真一郎氏、かなみつ理恵氏、くまがい俊人氏**

②受動喫煙防止を強化する条例を制定する必要はない

③その他

【質問 2】 加熱式タバコは改正健康増進法で紙巻きタバコと分けられており、飲食店においては加熱式タバコ専用室での飲食を伴う加熱式タバコの使用が認められています。一方で、加熱式タバコの使用により発生する有害物質による周囲への健康被害が懸念されています (※1)。飲食店等における加熱式タバコの使用に関する規制についてお答えください。

①加熱式タバコは紙巻きタバコと同じ扱いとするべきである **門田正則氏、皆川真一郎氏、くまがい俊人氏**

②加熱式タバコは改正健康増進法の規制よりも厳しい使用規制が必要である **かなみつ理恵氏**

③加熱式タバコの扱いは現在の改正健康増進法による受動喫煙対策で十分である

④その他

【質問 3】 コロナ禍で在宅勤務をする方が増える中で、ベランダ等での喫煙により集合住宅などの住宅において受動喫煙による健康被害を受けている方が増えています。集合住宅などにおける受動喫煙対策についてお答えください。

①住宅など生活の場における受動喫煙を防止するための

法規制や条例が必要である **門田正則氏、皆川真一郎氏、かなみつ理恵氏、くまがい俊人氏**

②現在の改正健康増進法による受動喫煙対策で十分である

③その他

【質問 4】 受動喫煙による健康被害をうけやすい子どもと妊婦を受動喫煙から守るため、一部の自治体では自動車や屋内において子どもや妊婦を守るための条例が制定されています。自動車や屋内における子どもや妊婦の受動喫煙からの保護についてお答え下さい。

①子どもや妊婦が同乗している自動車における受動喫煙対策の

強化が必要である **門田正則氏、かなみつ理恵氏、くまがい俊人氏**

②子どもや妊婦がいる屋内における受動喫煙対策の強化が必要である **皆川真一郎氏、かなみつ理恵氏**

③現在の改正健康増進法による受動喫煙対策で十分である

④その他

【質問5】たばこ規制枠組み条約では締約国に対して、国内法に基づき行政がタバコ産業から支援を受ける事や連携を行う事を規制しています。日本では法律がない事から行政が駅前などに喫煙所を設置するにあたりタバコ産業からの協力を得て実施する事例があります。

行政が受動喫煙対策を行うにあたり、タバコ産業からの協力を受ける事についてお考えをお聞かせください。

①受動喫煙対策を行うにあたり、

タバコ産業からの協力を得るべきではない 門田正則氏、皆川真一郎氏、かなみつ理恵氏

②受動喫煙対策を行うにあたり必要に応じてタバコ産業の協力を得て施策を講じてもよい くまがい俊人氏

③その他

【質問6】あなたの選挙事務所の環境はどのようになっていますか

①加熱式タバコを含め完全禁煙としている 門田正則氏、皆川真一郎氏、かなみつ理恵氏、くまがい俊人氏

②他に空気が流れ出ない（漏れない）喫煙室があり、そこでしかタバコは吸えない

③完全分離ではないが、喫煙スペースを定めている

④特にルールはなく、灰皿が置かれ、喫煙されている

⑤その他

【質問7】あなたは喫煙者ですか

①吸った事はない 門田正則氏、皆川真一郎氏、かなみつ理恵氏、くまがい俊人氏

②以前吸っていたがやめた

③いまでも吸っている

【質問8】その他、あなたが千葉県知事として実行したいと思う喫煙対策の案がありましたら、受動喫煙防止対策に限らず、ご提示ください。（具体的に自由回答）

○かなみつ理恵氏

知事として実行したいと思う喫煙対策の案は、受動喫煙防止対策に限らず

①仮称「千葉県受動喫煙防止条例」の制定に向けた調査・研究と、これらを踏まえた条例の制定。

②教育（小・中・高・大学）現場における医学的知見に基づいたタバコの健康被害と健康増進法、受動喫煙防止対策等に関する教育の推進。

③禁煙治療に向けた保健指導の強化と、医療的なケアに対する支援の検討と実施。

○くまがい俊人氏

私は、千葉市長時代に受動喫煙防止に関する条例を制定し、昨年4月から施行しています。データでも喫煙の有無で健康寿命が大きく変わるといのは立証されており、受動喫煙対策だけでなく、喫煙対策は県民の命を守る施策と考えています。千葉市受動喫煙防止に関する条例は、行政機関だけではなく、従業員がいる店舗等での喫煙不可や保護者は受動喫煙から20歳未満の者を保護する努力義務などが規定されています。私は、県においても同様の対策を講じていきたいと考えています。